

5 サービスの種類

(1) 居宅サービス

自宅に居ながら利用できる在宅型のサービスです。自宅のほか、サービス付き高齢者向け住宅や、有料老人ホームなどに居住されている方も利用することが可能です。要支援認定者の場合は、一部のサービスを除き、介護予防サービスとして利用できます。

サービス名	内 容	利用対象者
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。	要介護 1～5
訪問入浴介護	居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護を行います。	要支援 1～2 要介護 1～5
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、リハビリをします。	要支援 1～2 要介護 1～5
訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、病状の観察や床ずれのケアなどを行います。	要支援 1～2 要介護 1～5
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の健康管理や指導・助言を行います。	要支援 1～2 要介護 1～5
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどに通って、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	要介護 1～5
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関などで、日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリを日帰りで行います。	要支援 1～2 要介護 1～5
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している方に、日常生活上の支援や介護を提供します。	要支援 1～2 要介護 1～5
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどに短期間入所した方に、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。	要支援 1～2 要介護 1～5
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所した方に、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診察などを行います。	要支援 1～2 要介護 1～5
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具（車いすや特殊寝台等）を借りることができます。	要支援 1～2 要介護 1～5 (★)
特定福祉用具販売	腰掛け便座等、貸与になじまない用具を、指定の事業者から購入したとき、購入費が支給されます。限度額は、1 年につき 10 万円です。	要支援 1～2 要介護 1～5
住宅改修費支給	事前に申請をして居宅での手すりの取り付け、段差の解消などの改修をしたとき、改修費が 20 万円を上限に支給されます。	要支援 1～2 要介護 1～5

(★) 要支援 1・2 及び要介護 1 の方においては一部利用できない福祉用具があります。

(2) 施設サービス

介護保険の施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）に入所して利用するサービスです。

サービス名	内 容	利用対象者
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、家庭での生活が困難な方のための施設で、日常生活上の支援や介護を提供します。	要介護 3～5 (★)
介護老人保健施設	状態が安定している方が、在宅復帰を目指すための施設で、リハビリを中心とする医療ケアと介護を提供します。	要介護 1～5
介護医療院	主として長期の療養が必要な方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下による介護、医療及び日常生活上の支援を提供します。	要介護 1～5

(★) 一定の条件により要介護 1・2 の方でも利用できる場合があります。

(3) 地域密着型サービス

介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、利用者の居住する区市町村が、その地域の特性を活かし提供するサービスです。原則、板橋区民のみが利用できるサービスです。要支援認定者の場合は、一部のサービスを除き、介護予防サービスとして利用できます。

サービス名	内 容	利用対象者
夜間対応型訪問介護	夜間にヘルパーが定期的に巡回もしくは随時訪問して介護を行います。	要介護 1～5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。	要介護 1～5
認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、食事・入浴・排せつなど日常生活の支援や機能訓練を日帰りで行います。	要支援 1～2 要介護 1～5
地域密着型通所介護	定員が 18 名以下の小規模なデイサービスセンターで、食事・入浴・排せつなどの日常生活の支援や機能訓練を日帰りで行います。	要介護 1～5
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。	要支援 1～2 要介護 1～5
看護小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問（介護と看護）や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。	要介護 1～5

サービス名	内 容	利用対象者
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が、スタッフの介護を受けながら共同生活する施設です。	要支援2 要介護1～5
地域密着型特定施設入居者 生活介護	定員 29 名以下の小規模な有料老人ホームの入居者に日常生活の支援や機能訓練を行います。	要介護1～5

6 総合事業

平成 27 年介護保険法の改正により、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援する「総合事業」という新しい制度が設けられました。

総合事業は、介護予防サービスなどの全国一律の基準による保険給付サービスと違い、区市町村が地域の実情に応じた介護予防や生活支援サービスを独自の基準・内容により、ひとりひとりの状態や必要性に応じたサービスを提供していく事業です。

(1) 総合事業の種類と利用対象者

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つの事業に分類され、その事業ごとに利用対象者が異なります。

①介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者と、65 歳以上の方でおとしより相談センターで実施する元気力（生活機能）チェック[P 8 参照]の結果、生活機能の低下がみられた方（以下「事業対象者」）を対象とした事業になっています。訪問型と通所型のサービスがあり、板橋区では下表のサービスを展開しています。

【板橋区における介護予防・生活支援サービス事業】（★の対象者：原則、要支援1・2）

サービス名		内 容
訪問型 サービス	予防訪問サービス (★)	区の指定を受けた事業者のホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、身体介護サービスや生活援助サービスを行います。
	生活援助訪問サービス (★)	区の指定を受けた事業者のホームヘルパー（訪問介護員）等が居宅を訪問し、1 回 60 分以内の生活援助サービスを行います。
通所型 サービス	予防通所サービス (★)	区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター）に通って、食事・入浴・排せつなどの介助や機能訓練を行います。1 回あたり5時間以上のサービスになります。
	生活援助通所サービス (★)	区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター）に通って、生活機能の維持・向上を目指した機能訓練やレクリエーション等を行います。1 回あたり5時間未満のサービスになります。

サービス名		内 容
通所型サービス	元気力向上教室 [短期集中型サービス]	専門職の指導のもと、運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上などの特定機能の向上を目的とした3～6ヵ月間の教室です。板橋区内の様々な地域で実施されています。
	住民主体の 通所型サービス（※）	地域住民（NPO法人・ボランティア団体など）が自主的に実施する介護予防サービスです。会食や体操、レクリエーションなどを行っています。

（※）要支援者・事業対象者のときから継続して利用する要介護者も利用することができます。

②一般介護予防事業

一般介護予防事業は、65歳以上の全ての区民の方を対象とした事業です。板橋区では、介護予防普及啓発事業として健康体操の実践と介護予防や健康等に関する各種講座を開催しています。板橋区で実施している一般介護予防事業の一部を下表にお示しします。

【板橋区における一般介護予防事業の例】

事業名	内 容
介護予防サポーター養成講座	高齢者の介護予防活動を応援するサポーターを養成します。「元気おとせん！体操」や運動のこと、お口の健康、食生活（栄養）等について学びます。公的な資格ではありませんが、講座で学んだことを活かして、地域でのボランティア活動に協力していただきます。
銭湯で介護予防体操	介護予防を目的に、区内 23 か所の公衆浴場で月1～2回介護予防体操を行います。
脳力アップ教室	認知症について正しく学び、認知症へ備えるための運動や文化的活動をグループで行い、習慣化を目指すプログラムを行います。
失語症会話パートナー養成講座	失語症の方が集うグループの活動を支援するボランティアを養成します。失語症の方とのコミュニケーション方法を学びます。修了後は地域活動に協力していただきます。

（２）元気力（生活機能）チェック

前述のとおり、介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者と元気力（生活機能）チェックの判定により生活機能の低下がみられた方を対象としています。

要支援認定者は、P 3に記載している「3 認定までの流れ」のとおり、認定申請の結果によりその判定を受けることとなりますが、もう1つの「元気力（生活機能）チェック」による判定とはどのようなもののでしょうか。

①元気力（生活機能）チェックとは

元気力（生活機能）チェックとは、生活状況等に関する質問票（以下「元気力（生活機能）チェックシート」）をもとに、その質問項目に回答していただくことで、心身の機能で衰えているところがないか等を確認するものです。